

## 事業目的

- ✓ **CB・DMO・施設所有者等による海外MICEイベント等への出展を支援し、我が国のプレゼンスを広く国外に示すとともに、海外の誘致競争国の最新動向を入手し誘致活動の精度向上を図る。**

## 支援内容

### ①海外MICEイベント等出展支援

MICEイベントの例（令和8年度）

- ICCA総会（11月@パナマ）
- IMEX Frankfurt（5月@フランクフルト）
- IMEX America（10月@ラスベガス）
- IBTM World（11月@バルセロナ）
- AIME（2月@メルボルン）
- JNTO インセンティブ旅行商談会（8～1月@アジア6都市）

- 海外で開催されるMICEイベントへの出展※に係る旅費等を補助。  
※通常、海外MICEイベントにおいてはJNTOが日本ブースを確保し、その中で各CBが共同出展することとしている。

- 当該イベントに付随して行われる、海外MICE事業者への営業活動や、先進的海外MICE地域への視察等についても旅費等を補助。

※JNTOへの出展費用や自治体が主催する商談会等に係る費用等は対象外。また、JNTOがジャパンプースを出すイベントにCBが独自で出展する場合も対象外。



### ②MICE関連人材育成プログラムの受講支援

- 「ICCA Skills」の受講費用や旅費等を補助。

※その他のMICE関連プログラムの受講については個別に判断

#### 「ICCA Skills」について

- ・ 国際会議・ビジネスイベント分野における専門的育成プログラム。
  - ・ 以下2コースがあり、対面・オンラインにて受講可。
- CICS：業界未経験者向け、業界全般について  
CICE：上級管理職向け（3年以上の管理職経験が条件）、戦略等の発展的内容

### ③海外MICE誘致PR活動支援 ※新規

- 実際の国際会議誘致決定の場における海外での現地PR活動に係る旅費等を補助。

例) 誘致する国際会議の前々大会、前大会等



(C) WFTGA2026実行委員会

■ **補助対象者**：CB、DMO、MICE施設所有者等（令和8年度より、MICE施設所有者等の単独申請可）

■ **補助率**：1/2（上限200万円）

# コンベンションビューロー等のMICE誘致体制強化事業フロー



※関係書類については事業終了後の翌年度から5年間保存

# コンベンションビューロー等のMICE誘致体制強化事業 応募期間等

## 応募期間

**応募期間：令和8年5月12日（火）～令和8年6月30日（火）15時必着**

## 運用開始期限

令和9年3月10日までに自己評価（応募要領参照）を実施できるよう、本事業による環境整備を行ったうえで、運用を開始してください。

## 提出書類

- 応募要領で指定する様式の「MICE誘致体制強化事業計画」
- 補助対象経費の算出基礎となる見積書などの資料（複数の事業者からの見積書必要）
- 地方公共団体等の補助（予定）額等を確認できる資料
- その他審査をする上で必要となる資料（遵守すべき旅費規程・CBの組織体制が分かる資料）  
※旅費規程等がない場合は、個別にご連絡ください。

## 注意事項

- 本補助金の交付対象となる経費は、以下のAからCの条件すべてを満たす経費とします。
  - A. 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
  - B. 補助金交付決定後に、契約・発注により発生した経費
  - C. 証拠書類・見積書等によって契約・支払金額が確認できる経費
- 国（独立行政法人を含む。以下同じ。）による固有の補助金等の給付を既に受けている、受けることが確定している、及び交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象とはなりません。ただし、交付の可能性があったものの、交付を受けないものとなったものについては本補助金の対象となる可能性があります。
- 国からの補助とは別に地方公共団体からの補助金を受けることは可能です（補助金等の財源が国費である場合を除きます）。
- 補助事業に関する書類については、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間、管理・保存しなければなりません。